別記第三十号様式（第五条第七項関係）
【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

（単位：百万円）

	前第四半期連結累計期間（自 年 月 日 至 年 月 日）	当第四半期連結累計期間（自 年 月 日 至 年 月 日）
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益（又は税金等調整前四半期純損失）	×××	×××
減価償却費	×××	×××
減損損失	×××	×××
のれん償却額	×××	×××
貸倒引当金の増減額（△は減少）	×××	×××
受取利息及び受取配当金	△×××	△×××
支払利息	×××	×××
持分法による投資損益（△は益）	×××	×××
有形固定資産売却損益（△は益）	×××	×××
営業未収入金の増減額（△は増加）	×××	×××
棚卸資産の増減額（△は増加）	×××	×××
営業未払金の増減額（△は減少）	×××	×××
……	×××	×××
小計	×××	×××
利息及び配当金の受取額	×××	×××
利息の支払額	△×××	△×××
……	×××	×××
法人税等の支払額	△×××	△×××
営業活動によるキャッシュ・フロー	×××	×××
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△×××	△×××
有価証券の売却による収入	×××	×××
有形固定資産の取得による支出	△×××	△×××
有形固定資産の売却による収入	×××	×××
投資有価証券の取得による支出	△×××	△×××
投資有価証券の売却による収入	×××	×××
……	×××	×××
投資活動によるキャッシュ・フロー	×××	×××
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	×××	×××
短期借入金の返済による支出	△×××	△×××
長期借入れによる収入	×××	×××
長期借入金の返済による支出	△×××	△×××
社債の発行による収入	×××	×××
社債の償還による支出	△×××	△×××
株式の発行による収入	×××	×××
自己株式の取得による支出	△×××	△×××
配当金の支払額	△×××	△×××
非支配株主への配当金の支払額	△×××	△×××
……	×××	×××
財務活動によるキャッシュ・フロー	×××	×××
現金及び現金同等物に係る換算差額	×××	×××
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	×××	×××
現金及び現金同等物の期首残高	×××	×××
現金及び現金同等物の四半期末残高	×××	×××

（記載上の注意）
1　この様式は、間接法により記載する場合について示したものであり、別記第29号様式により四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成する場合には作成を要しない。
2　この様式において、「四半期連結累計期間」とは、連結会計年度（連結財務諸表の作成に係る期間であって、連結決算日の前連結決算日の翌日から当該連結決算日までの期間をいう。）の開始の日から四半期連結会計期間（連結会計年度が三月を超える場合に、当該連結会計年度の期間を三月ごとに区分した期間（当該各期間のうち最後の期間を除く。）をいう。）の末日までの期間をいう。
3　法令等に基づき、又は認定設置運営事業者等及びその子会社等のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、その性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。

別記第三十一号様式（第六条第二項（第七条において準用する場合を含む。）関係）

認定設置運営事業者等の定める算定方法に係る届出書

年　　月　　日

国土交通大臣　殿

住　　所
名　　称
代表者の氏名

□　特定複合観光施設区域整備法第28条第２項の業務に係る資産及び費用について、特定複合観光施設区域整備法に基づく設置運営事業等の監査及び会計に関する省令別表第２に定める方法よりも実情に応じた方法により整理することが適当であるため、同令第６条第２項の規定に基づき下記のとおり届け出ます。
□　特定複合観光施設区域整備法第28条第３項の業務に係る資産及び費用について、特定複合観光施設区域整備法に基づく設置運営事業等の監査及び会計に関する省令別表第２に定める方法よりも実情に応じた方法により整理することが適当であるため、同令第７条において準用する同令第６条第２項の規定に基づき下記のとおり届け出ます。

記

資産又は費用の項目	算定方法	算定方法を定める理由

（記載上の注意）
1　該当する□にレ印を付けること。
2　「算定方法を定める理由」欄には、別表第２に定める方法よりも実情に応じた方法である理由を記載すること。
3　書面により提出する場合にあっては、用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。